

未熟児養育医療を申請される方へ

【未熟児養育医療とは】

母子保健法の規程により、生まれた時の体重が2,000グラム以下、または医師が身体機能が未熟と判断したお子さんが指定医療機関に入院し医療を受ける場合に、その治療に必要な医療費と食事療養費の自己負担分を市町村が給付する制度です。
※入院中のおむつ代、病衣代など保険適応外の費用は対象にはなりません。

【費用について】

お子さんの属する世帯の課税状況により徴収金（一部自己負担金）が生じますが、福祉医療制度の助成により全額補填されます。なお委任状を提出いただくことにより、町が代理で福祉医療制度助成の手続きを行いますので、申請者が一旦徴収金を納入する必要はありません。

【申請要件】以下の項目全てに該当する方が対象となります。

- 1歳未満（医師が申請を必要と認め、対象児が1歳の誕生日を迎える前日までの期間）
- 入院医療であること
- 表1の条件のいずれかに該当すること。
- 入院先が指定医療機関（表2）であること。

【申請に必要なもの】

- 1 養育医療給付申請書
- 2 養育医療意見書（医療機関で記入してもらってください。）
- 3 世帯調書（自己負担額を決定するのに必要な書類です。）
- 4 世帯全員の所得課税証明書
※世帯員が次のいずれにも該当しない場合は、提出は不要です。
 - ・ 1月～5月申請の場合・・・前年の1月1日に北方町内でお住まいでない方
 - ・ 6月～12月申請の場合・・・その年の1月1日に北方町内でお住まいでない方
- 5 委任状（自己負担分の福祉医療制度助成の手続きを町へ委任する書類です。）
- 6 お子さんの医療保険の資格確認書類
（例→健康保険証の写し、医療保険者から交付された「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」・マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」など）
- 7 お子さんの福祉医療費受給者証の写し
- 8 低体重児届出書（出生体重2,500g以下の場合提出が必要です。）
- 9 遅延理由書（出生から1か月以上経過している場合提出が必要です。）

該当する方
のみ

【申請の方法】

- 1 窓口にて書類一式をお渡しします。(2 の書類以外はできるだけその場で記載願います。)
- 2 お子さんの医療保険の資格確認書類ができましたら、書類一式を持参いただき、住民保険課窓口にて福祉医療受給者証発行の手続きに来庁願います。
- 3 福祉医療受給者証が発行できましたら、健康推進課窓口にて書類一式を提出願います。(お子さんのと福祉医療受給者証の写しをいただきます。)
- 4 後日、養育医療の医療券を郵送しますので、医療機関へ提出してください。

問い合わせ

北方町健康推進課

☎058-322-9920

【表 1】

法第 6 条第 6 項にいう諸機能を得るに至っていないものとは、例えば、次のいずれかの症状等を有している場合。

ア 出生時体重 2,000 グラム以下のもの

イ 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの。

(ア) 一般状態

a 運動不安、痙攣があるもの

b 運動が異常に少ないもの

(イ) 体温が摂氏 34 度以下のもの

(ウ) 呼吸器、循環器系

a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの

b 呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分 30 以下のもの

c 出血傾向の強いもの

(エ) 消化器系

a 生後 24 時間以上排便のないもの

b 生後 48 時間以上嘔吐が持続しているもの

c 血性吐物、血性便のあるもの

(オ) 黄疸

生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

【表 2】

岐阜県内指定医療機関

岐阜大学医学部附属病院	独立行政法人国立病院機構 長良医療センター
岐阜県総合医療センター	岐阜市民病院
大垣市民病院	岐阜県立多治見病院
多治見市民病院	中津川市民病院
羽島市民病院	郡上市国保白鳥病院
郡上市民病院	岐阜県立下呂温泉病院
高橋産婦人科	高山赤十字病院
久美愛厚生病院	中濃厚生病院
東濃厚生病院	東海中央病院
松波総合病院	揖斐厚生病院
岐北厚生病院	

※県外医療機関については、県庁担当課へ確認する。